

## 指定製品に係る判断基準の今後の進め方について

年明け～個別製品 ごとのWG前まで	個別製品ごとに関係企業等からヒアリング ※本WG 座長及び委員（業界関係者を除く）同席
来年2月下旬以降	ヒアリング結果を踏まえ、以下の指定製品及びその判断 基準について順次開催  (2月24日、3月25日にそれぞれ本WGを開催予定) ① 空調機器（家庭用、業務用） ※自動車用については情勢を見極めつつ別途時期検討。 ② 冷蔵・冷凍機器（家庭用、業務用） ③ その他（ダストブロワー、発泡断熱材等）
来年6月頃	全体とりまとめ開催

## &lt;主な審議事項&gt;

- ① 指定製品の対象及びその範囲（適用除外等）【政令・省令事項】
- ② 指定製品に係る判断基準【告示事項】
  - a. 目標値、目標年度、評価指標、評価方法
  - b. 対象製品の区分（能力等での区分） 等
- ③ 勧告・命令等の対象事業者の範囲【省令事項】
- ④ 指定製品の環境影響度にかかる表示事項【告示事項】

※上記とは別に来年1月17日に中環審との合同会議(第2回)を開催予定。